

「奇跡の一本松保存業務」に係る監査請求

**第1 請求のあった日**

平成26年11月20日

**第2 請求人**

2名

**第3 請求の要旨（原文のとおり）**

第1 請求の趣旨

1 はじめに

本件監査請求は、陸前高田市が奇跡の一本松保存業務において、①随意契約を締結していること、②法的根拠なく歳出していること、③その他、陸前高田市が実施した奇跡の一本松事業について、違法状態の是正を求めるものである。

2 業務委託契約の締結

(1) 陸前高田市は、平成24年9月4日、株式会社乃村工藝社との間で、業務委託料149,992,500円で、奇跡の一本松保存業務委託契約を締結した（資料1、以下、「第1契約」という）。

(2) 陸前高田市は、平成26年1月20日、株式会社乃村工藝社との間で、業務委託料8,925,000円で、奇跡の一本松保存業務委託契約を締結した（資料2、以下、「第2契約」という）。

3 使途が不明な歳出が認められること

(1) 陸前高田市の歳出簿（資料3）によると、奇跡の一本松保存業務において、以下の歳出が認められる。

ア 平成24年11月1日	59,990,000円
イ 平成25年3月26日	85,000,000円
ウ 平成25年5月23日	22,615,779円
エ 平成25年7月30日	90,002,500円
オ 平成26年2月14日	3,500,000円
カ 平成26年3月31日	5,425,000円

(2) 上記歳出のうち、アイについては、その合計が144,990,000円であり、第1契約に基づく歳出の一部であると認められる。また、上記歳出のうち、オカについては、その合計が8,925,000円であり、第2契約に基づく歳出であると認められる。

しかしながら、上記歳出のうち、ウエ（以下、「本件歳出」という）については、契約の根拠がない歳出である。

4 小括

請求人らは、①第1契約、第2契約が随意契約であること、②法的根拠がない本件歳出が違法であること、③その他、陸前高田市が実施した奇跡の一本松事業に関

する違法な歳出について、本件監査請求を行うものである。

## 第2 違法性を基礎づける理由

### 1 第1契約、第2契約を随意契約とすることの必要性、合理性がないこと

(1) 地方自治法234条1項、2項は、地方公共団体における売買その他契約の締結は一般競争入札が原則であり、政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約によることができると規定する。

(2) この点、陸前高田市は、第1契約、第2契約を随意契約とした理由について、「(一本松の)保存内容は、幹を分断して切断した後に芯をくり抜き、防腐作業を行った後に金属製の心棒を通して現地に設置するという専門的な作業が必要なものであり、当該専門技術を有する業者が株式会社乃村工藝社に限られる」と説明する(資料4、業務計画につき、業務計画書(資料5))。

(3) しかしながら、上記保存内容による作業を実施できる業者は、株式会社乃村工藝社に限られない。第1契約、第2契約に基づいて保存業務を実際に施工した業者は株式会社乃村工藝社ではなく、株式会社乃村工藝社の下請業者である。かかる事実は、保存業務を実施できる業者が株式会社乃村工藝社のみではないことの証左である。

また、請求人氣仙オンブズマンが情報開示請求によって得た業務計画書(資料5)、仕様書(資料6)、設計書(資料7)、配置図(資料8)等を根拠に請求人氣仙オンブズマンが業者に奇跡の一本松保存業務に関する見積もりを依頼したところ、吉エグリーン株式会社が見積もりを提出した(資料9)。つまり、奇跡の一本松保存業務は、住民が情報開示請求によって得た一部の情報のみで見積もりを依頼しても見積もりを取得できる事業であり、かつ、見積もりを取得業者が施工できる事業である。したがって、奇跡の一本松保存業務は、株式会社乃村工藝社のみが専門的技術を有している事業ではない。

したがって、第1契約、第2契約を随意契約とする必要性も合理性も認められず、陸前高田市が第1契約、第2契約を随意契約としたことは、違法である。

### 2 本件歳出は法的根拠がないこと

請求人氣仙オンブズマンは、本件歳出の根拠となった契約書、設計図面の開示を求めた。これに対して、陸前高田市は、本件支出の根拠となる契約書、見積もり等を保有していないと回答した(資料10、11)。

したがって、本件歳出には法的根拠はなく、違法の可能性が極めて高い。

## 第3 本件監査請求は、当該行為が終わった日から1年を経過していることに正当な理由があること(地方自治法242条2項ただし書き)

1 本件監査請求の対象行為の一部は、当該行為が終わった日から1年を経過している。もっとも、本件監査請求は、当該行為のあった日、または、当該行為が終わった日から1年以内に監査請求を行わなかった正当な理由がある。

- 2 請求人氣仙オンブズマンは、奇跡の一本松保存工事に関する情報公開請求を行い、平成26年4月24日に行政文書の開示を受けた（資料12、陸高都第24号）。上記情報開示により、請求人氣仙オンブズマンは、第1契約、第2契約が随意契約であった事実、第1契約、第2契約を随意契約とした理由、本件歳出に法的根拠がない可能性をそれぞれ知った。以後、請求人氣仙オンブズマンは、情報公開を実施したり、陸前高田市の行為が違法であるか否かを検討することとなった。
- 3 そうであるとすると、請求人らにおいて、本件請求の対象行為について当該行為が違法不当であることを基礎づける事実を知った日は、早くとも平成26年4月24日とすべきである。

#### 第4 結論

以上のとおり、第1契約、第2契約は、いずれも地方自治法234条1項、2項に違反して無効である。また、第1契約、第2契約に基づかない歳出も当然、違法である。

よって、監査委員におかれては、陸前高田市に対して、既払いの業務委託料について、株式会社乃村工藝社に対して返還、ないし、賠償を求めたり、第1契約、第2契約の各契約書記載の金額以上の支出について返還を求めたりするなど、長、その他の職員や相手方などに対して陸前高田市の被った損害を填補するために必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

請求の要旨に添付された事実を証する書面

- 資料1 奇跡の一本松保存業務委託契約書の写し
- 資料2 奇跡の一本松（根部分）保存業務委託契約書の写し
- 資料3 歳出簿の写し
- 資料4 随意契約理由書の写し
- 資料5 業務計画書の写し
- 資料6 奇跡の一本松保存業務委託仕様書の写し
- 資料7 委託設計書の写し
- 資料8 トラック積載計画図面の写し
- 資料9 第三者による概算見積書の写し
- 資料10、11、12 行政文書部分開示決定通知書の写し（3部）

#### 第4 通知文

平成26年11月20日付けをもって提出された地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求については、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、下記の理由により住民監査請求の対象とならないので、これを受理せず、却下します。

記

## 1 却下の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 242 条に定める住民監査請求は、当該地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為の防止・是正を目的とするものであり、その対象となる行為は当該地方公共団体の財務会計上の行為に限られている。

本件請求において、請求人は「契約を取り交わさず法的根拠がない委託料の支出が公金の違法な支出に該当し、また、当該契約を随意契約とすることの必要性、合理性がなく、地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項の一般競争入札の原則に反し市に損害を与えたとし、受注者への委託料の返還及び賠償とともに契約外として過払いされた金額の返還」を求めているが、「契約を取り交わさず法的根拠がない委託料の支出」については、監査請求書と事実証明書資料 No. 3 歳出簿と照合した結果、請求人の明らかな事実誤認であり、契約額と相違ない金額が受注者に対し支払われており、法的根拠がない使途不明としている契約以外の金額は陸前高田市一本松保存基金に積立金として支出されているものである。したがって、違法な支出行為及び事実はないことから住民監査請求の対象とはならない。

次に、「当該契約を随意契約とすることの必要性、合理性がなく、地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項の一般競争入札の原則に反し市に損害を与えた」に関しては、予備調査を行ったところ、一本松が枯死の状態にあり早急に保存をする必要性から、複数の業者からの保存工法等の提案に基づいて選考し、既に指名願が提出され、かつ、保存工法等の優れた業者を決定したうえで地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し随意契約を取り交わしたものであり、請求人の主張する「一般競争入札の原則」はあるものの、手続上その状況にはなく、財務会計上は適正であり、よって市への損害又はそのおそれは認められない。

以上のことから、本件請求は住民監査請求の趣旨にそぐわないものである。